

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
1 ともに育ち、ともに学ぶために	1 （1）障がいの早期発見・早期療育	【現状と課題】 子どもの発達上の課題や支援の必要性の早期発見は重要です。本市では、乳幼児健診等で障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもの早期発見やこんにちは赤ちゃん訪問事業及び専門的育児支援事業等に取り組んでいます。また、保護者が一人で問題を抱え込むことのないよう、乳幼児期の保護者の不安に応える取り組みを行っています。 【取り組みの方向性】 乳幼児健診等で障がいの早期発見に努めるとともに健診後の相談体制の充実を図り、子育てに安心感が持てるような支援や対応をめざします。				
	1 ①母子保健事業の推進	乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児期に一貫した健診を実施するとともに、健診においてきめ細かな相談・指導を行います。その中で、健診で把握された障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもに対して、訪問や個別相談により早期対応につながるよう、妊婦健康診査や家庭訪問、乳幼児健康診査等の充実を図ります。乳幼児健康相談、発達相談、専門的育児支援事業等の相談事業を推進、活用し、早期療育へつなげるとともに、乳幼児期から就学期の間の、定期健康診査等を受ける機会の少ない子どもへの健康維持を図ります。また、子どもを育てる父母や家族に対し、障がいへの理解の促進を図り、障がいがあると疑われる子どもの相談や支援等に努めます。	こども家庭課 (旧)保健医療課	計画通りに実施	乳幼児健診として、乳児前期健診、乳児後期健診、1歳8ヶ月児健診、2歳5ヶ月児健診、3歳5ヶ月児健診を行った。また、保育所等と連携し、集団での様子を踏まえた上で発達を確認し、健診結果を園と共有し、連携して発達支援を実施した。健診で発達支援が必要であると判断した児に対しては、子育て相談、家庭訪問等の対応をし、個別支援を行った。また、専門相談が必要であると判断した児に対しては、子育て発達支援センターの発達相談、言語相談、OT相談、発達クリニック、発達支援クリニック等を紹介し、必要時は医療受診を勧める等、早期の発達支援につなげた。 また、療育の必要な児に対しては、療育の相談窓口である社会福祉課（子育て発達支援センター）と連携しながら、保護者に寄り添いつつ、早期療育の必要性を伝え療育が実施できるように進めてた。	
	2 ②早期療育体制の充実	乳幼児への早期療育体制を充実するため、児童発達支援事業所「つくし園」の療育事業を引き続き充実させるとともに、障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもの人数に対応していくよう、定員の検討、事業内容の充実等について検討します。対象児増加に伴う児童発達支援事業の充実や、重度障がい児の療育保障についても検討を行っていきます。また、美山、日吉地域の療育の希望に対応できる地域的ニーズの検討を行います。また、児童発達支援事業を利用しやすいように、子ども発達・療育支援輸送事業等のきめ細かな事業についても、引き続き実施していきます。 南丹市子育て発達支援センターや保健・医療・福祉・教育機関がさらに連携し、子どもの早期療育体制の充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	子育て発達支援センターの事業として「プレ療育」を実施し、療育利用の優先順位を常時検討しながら、適正に「つくし園」を利用できるように調整を行った。 療育利用児が子育て発達支援センターの専門相談事業を利用する際は、療育職員も同席することで、発達の共通理解や個別支援計画等の作成など、療育内容の充実につなげることができた。 子ども発達・療育支援輸送事業は引き続き実施した。 早期療育体制の充実が図れるように通園先や医療機関など、関係機関とも連携を密に行った。	
	3 ③障害児通園事業の充実	花ノ木医療福祉センター等で実施されている在宅の重度心身障がい児の健康維持、自立と社会参加を図るために日常生活動作や運動機能等の訓練、指導を行う障害児通園事業について、南丹圏域の2市1町と連携をさらに強めながら、サービスの充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	花ノ木医療福祉センターと個別児童発達支援事業を契約し(亀岡2名南丹市2名京丹波町1名枠)主治医や並行通園先とも連携しながら、重度自閉症等の障害児2名が毎週1回花ノ木個別療育に通い、サービスの充実に繋げることができた。	

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況	
1	ともに育ち、ともに学ぶために	(2) 保育・教育の充実	<p>【現状と課題】 障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をめざすため、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行うことは重要です。 本市では、関係機関との連携を図り、障がいのある子ども一人ひとりに対応した保育・教育の充実を図っていますが、障がいのある人の福祉に関するアンケート調査では自立支援体制の充実、また、関係団体等のアンケート調査では、教育と福祉等関係機関の連携の強化が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中でともに育つことができるよう保育・療育・教育等の内容を充実するとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じて、適切な教育的支援を行う体制づくりに努めます。また、関係機関との連携を強化します。</p>				
4							
5		①保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実	○早期発見・早期対応の充実	低年齢から保育所に入所する障がいのある子ども及び発達上の支援を必要としている子どもに対する障がい児保育の充実を図り、関係機関との連携により早期対応に努めます。また、保育所においても、障がいのある子ども及び発達上の支援を必要としている子どもの早期発見に努めます。	幼児教育・保育推進課 (旧)子育て支援課	計画通りに実施	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳幼児からの発達状況を勘案して保育を実施するために保育士の加配が必要な場合は配置し、障がい児保育の充実を図った。また、遊びを通じて発達段階に応じた活動に取り組むことで体幹や手指の操作を獲得していくよう配慮した。 民間の認定こども園においても加配保育教諭を必要に応じて配置し、適切な保育環境の整備が実施された。
6		○巡回相談事業の充実	子育て発達支援センターが実施している、保育所・幼稚園巡回相談事業を継続し、一層の充実を図ります。保育所巡回相談事業においては、専門スタッフ（心理士、保健師、作業療法士、保育士）による相談・助言の内容充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	保育所・幼稚園・子ども園等、南丹市の全ての園に対して、子育て発達支援センターの心理士と作業療法士が、従来通り巡回相談事業を実施した。また必要時、子育て発達支援センターの相談事業（発達相談、OT相談、言語相談、医師のクリニック等）につなぐことができた。	
7		○障がい児保育の充実に向けて研修の充実	南丹市保育所・幼稚園・幼児学園連絡協議会の公開保育、部会等、障がいへの対応を学ぶ研修や実際の事例から学び合う研修を継続して実施します。また、市全体として障がい児保育の内容を高め、質の維持・継承をめざし、職員研修の充実を図ります。特別な支援を要する幼児への指導が入園前、就学後も継続していくように、関係機関や小学校等との連携に努めます。	幼児教育・保育推進課 (旧)子育て支援課 学校教育課	計画通りに実施	保育協会等の外部研修や南丹市保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園連絡協議会の部会等での研修、所園内研修などを通じて、保育の内容を高める取り組みなどを行うとともに、特別支援を要する幼児への指導が継続できるよう関係機関や小学校等との連携を図った。	
8		②教育相談の充実	市就学指導委員会の教育相談事業を一層充実させ、各保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進します。各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。また、学校見学や体験入学等により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について検討し、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めます。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用します。	学校教育課	計画通りに実施	教育相談事業を一層充実させ、保育所・幼稚園・小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進した。また、各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めた。 学校見学や保護者懇談により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めた。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用した。 教育支援委員会の運営を工夫しながら、対象児童生徒のアセスメントや指導支援とともに就学相談活動を丁寧に行い、判定協議を進めることができた。	
9		③特別支援教育の推進	すべての子どもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進します。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施します。さらに、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援の充実に努めます。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用に努めます。	学校教育課	計画通りに実施	すべての子どもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進した。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施した。 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援の充実に努めた。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用に努めた。 通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができた。また、研究会を通して支援員の役割について認識を深めることができた。 4年ぶりに「育ち合う子らの集い」を実施した。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会とすることことができた。	

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 取り組み状況
9		④進路指導の充実	市就学指導委員会における調査・相談事業を一層充実させ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えた就学先について、総合的な判断のもとに継続的な指導や支援に努めます。また、各学校においては、全校的な指導体制のもと、教育活動の集大成としての進路指導を推進します。	学校教育課	計画通りに実施	<p>教育相談事業を一層充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進した。また、各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めた。</p> <p>学校見学や保護者懇談により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めた。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用した。</p> <p>教育支援委員会の運営を工夫しながら、対象児童生徒のアセスメントや指導支援とともに就学相談活動を丁寧に行い、判定協議を進めることができた。</p>
		⑤職員研修の充実	「インクルーシブ教育の構築」、「障害者差別解消法」の施行等、特別支援教育に係る今日的な課題についての教職員研修と啓発活動を推進します。また、特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校、医療関係、福祉関係等の人材活用及び特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、特別支援教育支援員等の研修講座の充実を図ります。			<p>特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校、医療関係、福祉関係等の人材活用及び特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任については、京都府総合教育センター講座等の活用や南船地域の教育研究会に参加し、特別支援教育の充実を図った。</p> <p>各校及び各中学校プロックでの研修は工夫して取り組んだ。障がいによる特別な支援の必要な幼児児童生徒の理解と指導交流を行い、特別支援教育の充実を図った。</p>

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
	1 ともに育ち、ともに学ぶために	(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実	<p><b>【現状と課題】</b> 発達障がいのある子どもは年々増加傾向にあります。障害者手帳等を所持していない子どもに対しても発達障がいの特性を理解し、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行うことは重要です。 本市は、発達支援相談事業の実施や教職員・関係者による連携交流会を実施する等、発達障がいのある子どもへの支援の充実を図っています。 アンケート調査では、障がいのある子ども及び障がいへの理解の周知・啓発が求められています。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 発達支援相談事業の実施や教職員・関係者による連携交流会を実施する等、関係機関との連携を強化し発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。 また、発達障害への理解促進を図ります。</p>			
11		①支援の必要な子どもへの対応	早期発見とは子どもの障がいの発見に限らず、育児上の支援が必要である場合も含まれます。保護者が相談により子どもの発達に見通しを持ち、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	各種相談でそれぞれの専門職が連携しながら子どもの特性を確認し、保護者へ関わり方の理解を促す助言を行った。また、就園先等とも連携しながら、子育てをとりまく環境の中で安心して子育てができるように育児支援を行った。
12		②発達相談事業	発達障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、保健医療課、子育て支援課、社会福祉課、子育て発達支援センター、学校教育課、障害者支援相談員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図ります。また、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障がいのある子どもに関する相談窓口となる機能やシステムの充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、18歳まで相談事業が利用できることを啓発した。 支援内容の共通理解のために、関係機関との連携も密に行なった。 支援ファイルや移行支援シートの配布を行い、入学に向けてズームズに移行ができるよう調整を行った。
13		③発達障がいの理解の促進	発達障がいのある子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研修を行います。また、周囲の理解が得られるよう、発達障がいに関する啓発に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	ファミサボ講習会の講座や療育支援担当職員向けに発達障がいに関する研修会を行った。また、センター職員主催で保育所の加配担当や会計年度任用職員に対しても発達障害の理解を深めるための研修を実施し啓発ができた。保育所からの依頼で、児童と保護者を対象とした、講話と親子遊びからなる「保護者会」を実施した。
14		④関係機関等の連携と協働	発達障がいの早期発見と早期療育のために乳児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。また、療育では個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成等、母子保健事業・障害者福祉・教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	乳幼児健診で心理士・作業療法士が直接の相談を行なうながら母子保健事業とも連携を行った。学校教育課・社会教育課とも連携を行い、福祉の支援体制や現状を共有する機会がもてた。療育では、個別支援計画を作成し保護者との共通理解を深めるとともに、保護者を含めた関係機関との話し合いの場を設けて共通理解を図った。
		(4) 放課後活動等の充実	<p><b>【現状と課題】</b> 障がいのある子どもが放課後あるいは、夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるよう、安全にかつ安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）の確保は重要です。 本市では、放課後児童健全育成事業において、保護者との面談や支援員の研修等を実施し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実に努めています。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 子どもも子育て支援事業との連携を図りながら、放課後等の障がいのある子どもの居場所確保に努めるとともに、障がいのある子どもに様々な体験活動の場や機会を提供できるように努めます。</p>			
15		①放課後、学校休暇期間の生活の充実	学齢期にある障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の生活の充実を図るために、保護者が就労している障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れを検討するとともに、放課後等デイサービス事業所を増やし、より身近な地域で利用しやすくなります。また、障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。	社会福祉課 社会教育課	計画通りに実施	利用申込みがあった時点で、保護者との面談を行うとともに、小学校や発達支援センターなどの関係機関からも状況を聞き取りし、入部の可否を決定している。放課後等デイサービスの受け皿が少ないこともあります。児童クラブとの併用も見受けられる中、現場支援員においても適切な対応ができるよう特別支援に係る全体研修も実施した。児童クラブにおいては可能な限り、入部希望児童の受け入れを行っているが、それに特化して支援員配置を増員できる現状ではないため、専門的立場の計画相談員や事業者と連携を図り、アドバイスを受けながら対応した。
16		②放課後等デイサービス事業所の活用	放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。また、見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ることなどを目的とする地域支援事業日中一時支援事業の活用等についても充実を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	市内に開設されている6か所の放課後等デイサービス事業所において、生活能力向上のための訓練などのサービスを適切に受けられるよう促進することができた。また、日中一時支援事業についても適切なサービスが受けられるようサービス提供事業所との契約推進を図った。

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
	1 ともに育ち、ともに学ぶために  17  18  19	(5) 自立と社会参加のための支援	<p>【現状と課題】 障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう、関係機関等との連携を図り、相談体制の充実を図っています。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある子どもが、できる限り身近な環境で適切な療育を受けられるように、在宅生活の支援の充実に努めます。また、生涯にわたって障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、相談窓口の充実、就業支援活動の支援等に努めます。</p>			
17		①進路指導体制の充実	障がいのある子どもの自立と社会参加をめざした進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択の支援を継続します。障害者就業・生活支援センター・特別支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの特性や発達状況に適した進路指導を推進します。また、中学校においては早期からの職業体験等の就労支援を行い、進路選択の幅を広げるための指導や支援に努めます。	学校教育課	計画通りに実施	市教育支援委員会における調査・相談事業を一層充実させ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えた就学先について、総合的な判断のもとに継続的な指導や支援に努めた。また、各学校においては、就学・教育相談活動を重視した進路指導を推進した。
18		②一貫した相談体制の連携	保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との間での、障がいのある子ども一人ひとりの成長に応じて一貫した相談が行えるよう、連携を図ります。また、進路指導との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。	社会福祉課 学校教育課 幼児教育・保育推進課 (旧)子育て支援課	計画通りに実施	障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう関係機関や小学校等と連携を図るとともに、市教育支援委員会等を通じて一人ひとりの発達や障がいに応じた就学指導を図った。
19		③支援ネットワークの構築	南丹圏域の行政、福祉関係機関、教育、企業等が連携し、地域課題を洗い出し、めざすべき地域の姿について共有を行うとともに、障がいのある人の自立と就労の支援を進めるため、南丹圏域でのネットワークの充実を図ります。障がいのある子どもに、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。	社会福祉課	計画通りに実施	南丹圏域の障害者施策については、京都府南丹保健所が中心となり、南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク(ほっとネット)を設置し、地域課題を洗い出し、目指すべき地域の姿について共有を図った。

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
	2 働く場や生きがいの創出のために	(1) 雇用・就労の支援	<p>【現状と課題】 障害者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、障がいのある人がその能力に応じて可能な限り働くことができるようになります。</p> <p>本市では、基幹相談支援センターを中心に障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がいのある人の雇用・就労を支援しています。</p> <p>アンケート調査では、障がいのある人が安心して就労及び就労継続できるようにするために、雇用や就労の支援に加え、職場や一緒に働く方へ障がいへの理解の周知・啓発、関係団体等アンケート調査では就労支援に加え就労定着支援が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 啓発活動や障がいのある人に対する就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。</p> <p>また、一般企業等で働くことが難しい障がいのある人が、身近な地域で就労できるように、福祉的就労の場の充実を図ります。</p>			
20		①障がい者雇用の理解と啓発	障害者雇用率制度の周知を図り、雇用率未達成企業の解消を促進します。また、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行います。さらに、企業における障がいのある人への理解と啓発を深めるための福祉教育・研修等の実施を支援します。	社会福祉課	一部、実施した	南丹市基幹相談支援センターやなんなん障害者就業・生活支援センターとの連携により、障害者や企業の相談対応を行った。南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク（ほっとネット）と連携して、啓発活動を実施している企業への働きかけの検討が必要。
21		②職親制度の普及・啓発	知的障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の普及・啓発に努めます。	社会福祉課	実施していない	障害者就業・生活支援センター等と連携しながら検討が必要。
22		③障がい福祉サービスにおける支援の推進	日常生活をおくるために必要な能力や身体の機能向上を図るために、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を推進し、それぞれの人にあった職場探しを支援します。 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。	社会福祉課	計画通りに実施	就労移行支援、就労継続支援A型の利用が増加しており、障害者の就労に対する支援を継続して行った。また、障害の重度化や孤立化に備えて住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する「地域生活支援拠点等」の利用はなかったものの、体制整備について圏域で検討するなど連携を図った。
23		④障害者就業・生活支援センターの充実	障がいのある人の就労を促進するため、南丹市基幹相談センターやなんなん障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課	計画通りに実施	基幹相談支援センターを中心に障害者就業・生活支援センターと連携することで、障がい者の就労促進を図った。
24		⑤職場への定着支援	職業適応援助者（ジョブコーチ）の育成と確保に努め、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。	社会福祉課	実施していない	他機関との連携により検討が必要。
25		⑥福祉的就労の支援	福祉的就労施設、作業所への運営費の助成及び施設・作業所への通所に要する交通費の補助等を行う等、安定した事業所経営を支援します。また、産業や福祉、NPO法人等の関係団体と連携し、障がいのある人が作製した製品のPR及び販売を支援します。さらに、それぞれの就労場所に応じて、その風土や特徴を生かした仕事に取り組むため、地域との交流、連携を促進します。	社会福祉課	計画通りに実施	作業所等通所支援事業として交通費を助成し、利用者の経済的負担を少なくてきた。また、障害者就労支援ネットワーク運営事業として、商品・作業パンフレットを作成することで就労継続支援事業所の経営基盤を強化するとともに、利用者の就労の場の確保を図った。
26		農福連携	障がいのある人の就労促進や居場所を創造するとともに、障がいのある人をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」を育む京都式地域共生社会づくりを南丹圏域で取り組みます。	社会福祉課	計画通りに実施	保健所を中心に協議会を開催し、市内の就労継続支援B型事業所が参画している。地元の農家との連携や農業改良普及センターからの情報提供、視察、研修に取り組んでいる。

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
	2 働く場や生きがいの創出のために	(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出	<p><b>【現状と課題】</b> 本市では、ハローワークをはじめ関係機関との連携を図り、多様な就労機会の創出に努めてきました。 しかし、障がいのある人の就労機会は充実しているとは言えない状況です。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 行政をはじめ支援事業所、民間企業等との連携を強化し、啓発活動や障がいのある人に対する就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。</p>			
27						
28						
29						
30						
31						
32						

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 取り組み状況
33		(4) 外出・移動の支援	<p><b>【現状と課題】</b> 広大な面積を有する南丹市において、障がいのある人の社会参加の機会の増大や行動範囲の拡大に交通手段を含む外出・移動支援は非常に重要です。 アンケート調査では、地域での生活を充実させるため、障害福祉サービスの中でも「外出のときの支援」の必要性や障がいのある人の外出を促進するために、ガイドヘルパー等の確保が求められています。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 利用しやすい交通環境づくりや移動手段の確保等総合的な対策を図るとともに、外出支援体制として、ガイドヘルパーの育成を図ります。</p>			
		①移動環境の整備	すべての人が安全かつ容易に移動できるように、フリー乗降区間の設定の活用や低床バス、デマンドバス（タクシー）等、交通弱者にとって大変重要な施策の活用の推進を図ります。またJR山陰線の各駅、及び周辺地区におけるバリアフリー化を促進します。	地域振興課 建設整備課 (旧)都市計画課	計画通りに実施	市営バスの車両について、乗降口の段差の低いノンステップ中型バスによる運行を行った。市営バス・デマンドバスでは、フリー乗降区間を設定した運行とし、日常生活を支える移動手段として利便性の確保に努めた。また、JR胡麻駅について、利便性の向上・バリアフリー化にむけた改修工事を実施した。
		②移動支援事業の活用	地域生活支援事業の活用により、障がいのある人の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	移動支援事業（ガイドヘルパー）による外出時等の支援を実施することで、障がいのある方の社会参加の促進を図った。 ※実利用者数：20人 延べ利用時間：447.5時間

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
3 すこやかなくらしのために	35 36 37 38 39	(1) 保健・医療サービスの充実	<p>【現状と課題】</p> <p>疾病の予防には、食生活・運動・休養のバランスのよい生活を日常的におくること等が重要です。また、早期発見のために健康診査等の受診は重要です。</p> <p>「南丹市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、市民の健康への意識づけや生活習慣病の予防に結びついた健康づくり対策を進めています。</p> <p>関係団体等アンケート調査では、障がいの早期発見と早期対応や医療ケアに対応していくため、保健・医療施策との連携を強化していくことが求められています。</p> <p>また、障がいのある人の高齢化に伴う介護保険制度とのサービス等の連携強化が必要です。</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <p>関係機関等との連携を強化するとともに、人材の育成に努めます。</p>			
		①健康診査の充実	疾病の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。また、健診後のフォローワー体制の充実に努め、早期治療へつなげます。	健幸まちづくり課 (旧)保健医療課	計画通りに実施	<p>集団健診(基本健康診査、各がん検診)を23日間(その内1日は受診環境整備の一環として休日健診)を実施した。例年通り、個別健診を協力医療機関で実施した。</p> <p>令和5年度から予約申し込みの利便性向上のため、健診予約システムを導入し、Web予約を開始し、併せてコールセンターの設置を行った。集団健診受診者に対して結果報告会を開催し保健指導を実施、精密検査の必要な人には受診を促して早期治療へつなげた。</p> <p>○集団健診受診者数:(R5年)4,240人</p>
		②生涯を通じた健康づくりの推進	南丹市健康増進計画、食育推進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。	健幸まちづくり課 (旧)保健医療課	計画通りに実施	<p>第2次南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、住民一人ひとりが生涯を通じて健康でいきいと暮らせるまちを目指し、「なんなん健幸都市プロジェクト」を展開し、「なんなん健幸ポイント」を事業のハブとして、健幸まちづくりを推進した。また、健幸・食育レシピコンテスト事業では、応募作品が給食のメニューとなり、食育を中心とした幼少期からの健康教育に繋がった。</p> <p>新型コロナウイルスが5類に移行し、コロナ禍前のような社会経済活動への回復とともに、個人のウォーキング、健診だけでなく、スポーツ協会主催のウォーキングイベントなど市内の連携イベントも増え、健幸ポイントをハブとした市まるごと健幸づくりを推進した。</p>
		③医療費助成制度の実施	障害者医療については、府制度から対象者を拡大した市制度として、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳所持者を対象として事業実施します。	社会福祉課	計画通りに実施	福祉医療については、府制度から対象者を拡大した市制度として、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳所持者を対象として事業実施した。
		④医療体制の充実	医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、医療体制の充実に努めます。また、医療機関や行政との連携会議等の開催により、医療体制の充実に向けた方向性を検討していきます。	地域医療室	計画通りに実施	京都府、医師会、歯科医師会、京都中部総合医療センター等と連携し、医療体制の充実を図った。 へき地過疎地等での受診機会の確保のため、南丹市国民健康保険南丹みやま診療所、同美山林健センター診療所を運営した。
		⑤リハビリテーション体制の充実	医療機関等と連携しながら、医学的リハビリテーション体制の充実に努めます。また、医療的リハビリテーションは各医療機関で実施し、地域リハビリテーションの充実を、府の事業を利用しながら整備していきます。	健幸まちづくり課 (旧)保健医療課	一部、実施した	<p>南丹圏域地域リハビリテーション支援センターと連携し、地域リハビリの推進に向けての検討会に参加し情報交換と検討を行った。</p> <p>地域での介護予防推進のため、介護予防サポーターの養成を行い、地域での教室運営の支援を行った。また、養成したサポーターのスキルアップのため、研修会を行う等地域ぐるみでの健康長寿の延伸をめざした。</p>

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
40		(2) 難病患者への支援の充実	<p>【現状と課題】 障害福祉サービス等は、難病患者も利用できますが、まだ周知が十分でない状況となっています。</p> <p>【取り組みの方向性】 難病患者への障害福祉サービス等利用の周知はもちろんのこと、家族の方の負担を軽減する支援の充実に努めます。</p>			
		①難病患者への支援	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。	健幸まちづくり課 (旧)保健医療課 社会福祉課	計画通りに実施	南丹保健所難病対策地域協議会に参加し、難病患者の支援体制に関する課題について情報の共有、体制整備についての協議を行った。 また、難病患者とその家族の療養上の支援のため、地域包括支援センター及び基幹センターの相談員を中心として、地域包括ケア体制を確立するため、保健・医療・福祉が連携した。
41		(3) 精神保健福祉施策の推進	<p>【現状と課題】 年々増加している精神に障がいのある人への支援の充実を図っているものの、まだ十分ではない状況となっています。</p> <p>【取り組みの方向性】 精神に障がいのある人が、住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域ぐるみでの支援の充実を図ります。</p>			
		グループワーク事業【再掲】	精神的な不安のある方に対して、精神保健福祉推進家族会と連携しながら社会的交流の場を提供します。	社会福祉課	計画通りに実施	精神的な不安のある方に対して、精神保健福祉推進家族会と連携しながら年間18回の交流会等を実施した。

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
4 自立した生活をおくるために	42 43 44 45 46 47	(1) 相談体制の充実	<p><b>【現状と課題】</b> 障がいのある人がサービスを利用し、地域で自立した生活をおくるために必要とするサービスを適切に選択し、自己決定する必要があります。アンケート調査では、既存の情報提供の充実はもちろんのこと必要な情報が必要な人に行き渡るよう、情報提供のさらなる充実や相談支援事業者等の機能充実が求められています。また、関係団体等アンケート調査では、障がいのある人のみならず家族への相談体制の強化が求められています。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 相談内容によりどこに行けばよいのか等を分りやすく周知するとともに、一人ひとりの状況に対応できる相談窓口の充実に努めます。また、様々な困難を抱える方や地域支援者等の相談につながる「入口」の機関となり、問題を早期に発見し、専門機関と連携して解決に導くことを目的とした総合相談窓口（2020年設置予定）による相談体制の充実を図ります。</p>			
		①相談窓口の充実	市役所における相談に関する情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、障害者基幹相談支援センターを中心に、各関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	福祉相談課 社会福祉課	計画通りに実施	福祉の総合相談窓口において、あらゆる分野の相談を受け付けて対応した。令和5年度に福祉相談課が対応した新規相談45件のうち、傷病・障がいが関係する相談は9件あった。 相談内容を聞き取り、障がいに関する相談があれば、福祉相談課と社会福祉課で情報共有し、連携して対応した。 また、障がい者支援ネットワーク会議において、障害者基幹相談支援センターのほか、関係機関・事業所と情報を共有することができた。
		②相談支援の充実	市の関係課、市内の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携し、相談窓口として必要な情報の共有と専門性の確保、向上を行い相談体制の充実に努めます。また、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員の活動の支援等を行い、障がいのある人やその家族が身近に相談できる体制の充実を図ります。今後、国制度の改正に伴い地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）をワンストップで応じる障害者基幹相談支援センターを中心に支援体制の充実を図ります。相談支援事業所では、障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人のサービス利用計画を作成し、きめ細かな支援を促進します。また、相談支援の質の向上、調整のため、相談支援機能強化事業を実施します。	社会福祉課	計画通りに実施	毎月の地域活動支援センター会議により情報共有を図るとともに、地域の障害者相談員による「なんでも相談日」を開催することで、当事者や家族の目線に立った相談対応・支援を行った。また、基幹相談支援センター等機能強化事業により、社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、2～3名の相談員体制で当事者家族等からの相談に応じ情報提供助言を行い総合的・継続的に支援を行った。
		③地域における相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員、これらの健康推進員や民生・児童委員等に対し、障がいについての情報提供や研修等を積極的に行い、障がいのある人の生活を守るために、地域での相談機能の強化を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	身体・知的・精神相談員を旧町単位で配置し、毎月各地域で「なんでも相談日」の相談事業を実施した。また、相談員研修を行うことで、障がいに関する共通認識を高めた。 民生・児童委員に対して障害者相談員のチラシを配布することで、地域で活動する「障害者相談員」の周知を図った。
		④相談支援体制の強化	相談に関する関係機関との連携を図り、情報を共有することで、いつでも一貫した情報提供ができる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	障害者支援ネットワーク会議や地域活動支援センター会議、相談支援事業所会議を開催することで情報共有し、相談支援体制のネットワークを構築した。
		(2) 情報体制の充実	<p><b>【現状と課題】</b> 様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努めています。 アンケート調査では、既存の情報提供の充実はもちろんのこと、必要な情報が必要な方に行き渡るよう情報提供のさらなる充実が求められています。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 障がいの有無にかかわらず、必要な情報が必要な方に行き渡るよう情報提供体制の充実に努めます。</p>			
		①情報提供体制の多様化	聴覚障がい者・言語障がい者にFAX等を活用した情報提供を図ります。また、障がい者福祉のあんない版冊子の発行のほか、インターネットや携帯電話のホームページ、メール等、多様な情報伝達手段の活用等も研究し、情報提供体制の充実に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	WEBやSNS等による情報配信や手話通訳者の派遣等による情報提供を実施した。また、広域消防組合が運用開始している「Net119緊急通報システム（音声で会話することが困難な方のために、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス）」の普及に努めた。
		②情報提供体制の整備	情報媒体のアクセシビリティに配慮し、障がいのある人が扱いやすく、手に入れやすい情報の提供方法の研究・普及を図ります。	社会福祉課	一部、実施した	市ホームページではデータ放送（音声）の積極的な活用、「障がい者福祉のあんない版」については内容を項目ごとに分割して掲載するなど、掲載方法を工夫することで情報取得等の利便性を図った。

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
	4 自立した生活をおくるために	(3) 権利擁護体制の充実	<p><b>【現状と課題】</b> 2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、や2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「成年後見制度の促進に関する法律」の施行等、権利擁護に関する法律や制度は時代とともに変化しています。法律や制度に基づき権利擁護の充実を図り、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう障がいのある人の権利擁護を推進することが必要です。</p> <p><b>【取り組みの方向性】</b> 虐待や差別、成年後見制度に関する法律や制度に基づき、権利擁護の充実を図ります。</p>			
48						
49						
50						
51						
52						

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
5 安全で快適なくらしのために	5 安全で快適なくらしのために	(1) だれもが住みやすいまちづくり	<p>【現状と課題】 障がいのある人の社会参加を促進する上で、障がいのある人のみならず、子どもや高齢者等、だれもが円滑かつ快適に、施設や公共交通機関等を利用できるようにする、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることができます。</p> <p>アンケート調査では、歩道や建物のバリアフリー化を推進することや電車やバスの運営者に障がいのある人が外出しやすい対策等を呼びかけること、関係団体等アンケート調査では、障がいのある人が社会参加しやすいよう、外出支援のさらなる充実が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 公共施設の改修を適時進めるとともに、駅等の多数の人が利用する民間の建築物についても趣旨の徹底を図り、改修の促進を図ります。 また、歩道上に通行の障がいとなるものを置かないようにする等、住民のマナーの改善を働きかけます。</p>			
		①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。	社会福祉課	実施していない	各関係機関の協力により普及・啓発について検討が必要。
		②公共施設などの整備・改善	公共施設等の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、障がい者用駐車場の確保に努めます。	建設整備課 (旧)都市計画課 社会福祉課	計画通りに実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流会館：障害者等駐車場整備(園部公園からのスロープ整備含む)</li> <li>・南丹市役所中央庁舎建設：多機能トイレ、思いやり駐車場の整備</li> <li>・神吉自治振興会館建設：多機能トイレ、スロープの設置</li> <li>・八木せきれい西放課後児童クラブ建設：多機能トイレ、スロープ設置</li> </ul>
		③道路・交通安全施設の整備	安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや視覚障がい者誘導用ブロック等、道路施設の改良を計画的に推進します。 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を関係機関に要望します。	建設整備課 (旧)道路河川課	一部、実施した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道木崎小桜線第2工区(南丹市園部町内林町 L=78m)</li> <li>・歩道拡幅(歩道端 3.3m～3.7m)発注(R5.7まで)</li> </ul>
		(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり	<p>【現状と課題】 住宅は生活のための重要な基盤であり、障がいのある人のみならず、すべての人が生涯を通じて快適に安心して生活できるようにすることが必要です。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある人や高齢者等の多様なニーズに的確に対応し、身体機能の低下や障がいが生じた場合にも、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅の改修を促進するとともに、設計や設備等の面で障がいのある人に配慮した住宅等の整備促進に努めます。 また、障がいのある人の生活を支援するため、福祉・医療との連携を図るとともに、住み慣れた地域で利用できる福祉サービスの提供に努めます。</p>			
		①公営住宅におけるバリアフリー化	高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。	都市計画課 (旧)營繕課	実施していない	令和5年度において公営住宅の建設・建て替えはなく、今後も公営住宅等長寿命化計画により改修を進めます。
		②各種給付・融資制度の周知	住宅改造の経済的負担を軽減するため、居宅活動用具の給付や、府の住宅建設（改良）資金の融資等の制度について、市広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。	都市計画課 (旧)營繕課 社会福祉課	計画通りに実施	京都府等との連携により各広報媒体により周知及び利用促進を図った。

番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 取り組み状況
	5 安全で快適なくらしのため	(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり	<p>【現状と課題】 障がいの有無にかかわらず、市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯対策の充実を図っています。 アンケート調査では、災害時の避難時の支援や避難所生活に対する不安が多く、災害時の不安が軽減するよう防災対策の充実が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある人が犯罪や事故の被害に遭うことがないように、また、防犯・防災の情報不足からの不安がないように、警察等関係機関や防犯協会、障害者団体、ボランティア団体、地域団体等との連携を強化し、必要な情報の提供等の充実を図ります。 また、地震や豪雨等による災害や火災が起きたとき、障がいのある人が安心して避難できるように、あるいは安否確認や救出等が迅速に行えるように、関係機関や地域団体等との連携を強化し、防災体制の確立を進めます。</p>			
58		①地域における交流と周知	日頃から障がいのある人のいる世帯と地域との交流が図られるよう、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。	社会福祉課	一部、実施した	地域ケア会議など他分野の会議等への参加をして、地域の方に障がい者への配慮など障がい者理解等の情報提供や連携を行った。
59		②地域における防災・防犯体制の強化	講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。また、防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。さらに、地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。	危機管理対策課 (旧)危機管理対策室	計画通りに実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人も参加された南丹市総合防災訓練を開催した。</li> <li>各地域で自治会等が自主的に結成する自主防災組織における地域防災活動に対して補助金を交付することにより自主防災組織の育成に努めた。</li> <li>南丹船井防犯協会に負担金を支出し、防犯活動を支援することにより犯罪に強い地域づくりを推進した。</li> <li>南丹市消防団及び京都中部広域消防組合と連携協力し、災害に強い地域づくりを推進した。</li> </ul>
60		③南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進	災害時要配慮者台帳の整備は、平常時の備えとして継続して実施することが必要であり、最新の情報が登録されるよう取り組みます。また、個別計画については、必要性を周知し、地域において作成が進むよう働きかけます。さらに、災害時情報の伝達体制の整備を進めます。	福祉相談課	一部、実施した	<p>災害時要配慮者台帳を適正に整備することで、災害時情報の伝達整備を進めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月に関係機関へ更新台帳を配付</li> <li>2月に新規登録対象者651人に対して登録勧奨を実施</li> <li>3月に台帳登録者2,089人に対して登録内容の確認を実施</li> </ul>
61		④災害情報等の提供と防災意識の高揚	障がいのある人やその家族、入所支援施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。また、情報の提供にあたっては、障がいの種類や程度により様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。	危機管理対策課 (旧)危機管理対策室	計画通りに実施	障がいのある人やその家族、入所支援施設等も含め、常に防災情報の提供を図っている。また、防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充についても推進を図った。

## 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート

現状（Plan/Do）

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
6 共感しあえる地域づくりのために	6 共感しあえる地域づくりのために	(1) 福祉の心・人権意識の高揚	<p>【現状と課題】 障がいのある人が、地域であたり前に暮らすことができるようにするためには、まず、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域とともに暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす福祉意識や人権意識を高めることが必要です。 2016年（平成28年）4月には障害者差別解消法が施行され、また、アンケート調査結果でも、住民の障がいへの理解を深めるため、啓発活動をさらに推進していくことが求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 関係者をはじめ、企業、サービス提供事業者、地域住民等すべての人に対して、障がいや障がいのある人に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権意識の高揚を図ります。</p>	社会福祉課	計画通りに実施	
62		①各種メディアの活用	市広報やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATV等のマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。			行政が実施する事業等については、市ホームページ・SNS・CATV・広報紙を活用し積極的に周知を図った。また、データ放送(音声)の活用等で手に入れやすい情報の提供を行った。
63		②「障害者週間」等の活用	「障害者の日（12月9日）」や「障害者週間（12月3～9日）」等の機会を捉え、街頭啓発、リーフレットの配布、講演会等を行うことにより、住民が障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。			南丹市が事務局となっている南丹市身体障害者福祉会の各支部（園部・八木・日吉・美山）において、「障害者週間」の啓発活動に取り組んだ。
64		③相互理解の促進	障がいのある人と障がいのない人の相互理解、障がいのある人同士の相互理解を進め、だれもが支えあい、尊重し合えるような施策の展開を検討します。			誰もが支え合い、尊重し合うため、南丹市障害者差別解消法ガイドラインに基づいて、周知啓発に努めた。
65		④関係団体等との連携の強化	各種障害者団体やボランティア団体等と連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。			社会福祉協議会と協力して各当事者団体やボランティア団体との連携を図り、障がい者支援のニーズ把握や課題抽出を行った。
(2) 地域のふれあい、支えあいの促進		<p>【現状と課題】 地域の中で、ともに生き、ともに支えあう意識を築いていくためには、住民同士の様々な交流の機会が必要です。</p> <p>【取り組みの方向性】 地域団体や障害者団体等が、障がいのある人の参加しやすい行事等交流の機会づくりを進められるよう、支援に努めます。 また、関係機関が連携し、ボランティア活動のきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支えあい活動への参加を促します。</p>				
66		①地域コミュニティ・ネットワークづくり	地域で生活している障がいのある人が安心して生活していくように、地域において障がいのある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。			市内4か所に地域活動支援センターを開設し、障害者の居場所づくり、日中活動の場の提供を行った。（R5実利用者数74人、利用延人数1,864人） また、民生委員や地域のボランティアの参加する企画もあり、地域コミュニティとの交流についても積極的に行なった。
67		②ボランティア養成講座の充実	訪問活動・相談・付き添い・ガイドヘルプ・点訳・手話・要約筆記・音訳等のボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。			手話・要約筆記奉仕員養成講座を開講し、コミュニケーション支援の人材育成に努めた。
68		③NPO・ボランティア団体等の育成・支援	地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPOやボランティア活動の育成に努めます。 NPOやボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供等の支援や連携を図り、地域とともに活動できるよう、支援を充実します。	福祉相談課 社会福祉課	計画通りに実施	地域福祉活動・ボランティア活動の支援拠点の整備に努めるとともに、ボランティアコーディネーターの配置に向けた支援を行った。 また、市内で取り組まれている地域福祉活動等について、広報紙やホームページ等により情報発信を行い、社会情勢に応じたボランティア活動の継続に関する支援につなげた。

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和5年度実施状況	令和5年度取り組み状況
		(3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進	<p>【現状と課題】 住み慣れた地域の中で障がいのある人が安心していきいきと暮らすことができるようになるためには、障がいのある人に対する偏見・虐待の防止、話し相手や見守り、買い物等、様々な生活課題やニーズに対応した、多様な支援ネットワークづくりが必要です。</p> <p>【取り組みの方向性】 住民を主体とした日常的な支援活動として、地域の特性に合わせたネットワークづくりを支援します。 また、地域ぐるみのネットワークが身近な地域における相談支援・見守り機能として効果的・効率的に機能するように、支援を必要とする障がいのある人と様々な支援者とを結びつけたり、地域の様々な人や施設、活動等が相互に連携・協力したりできるように、ボランティアや地域ネットワークのコーディネーターを育成する等、地域ぐるみのネットワークが機能するための体制の確立をめざします。</p>			
69		①地域でのネットワーク体制の確立	地域ケア会議等を中心に障がいのある人への見守り体制の確立を検討していきます。	社会福祉課	計画通りに実施	障害者支援ネットワーク会議を各地域毎に開催し、地域における見守り体制の確立を図った。